

令和5年嵐山町農業委員会 第6回総会議事録

1. 開会日時 令和5年6月26日(月) 午前10時30分
から午前11時15分

2. 開催場所 嵐山町役場 204・205会議室

3. 出席委員(出席者8名)

農業委員

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第15号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 8 議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会 第6回総会は成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第4 内田 久子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第6回総会に提出されました議案について報告します。議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第13、第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案15号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について1件、議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について1件、合計5件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番外△筆
地目：畑、総面積：2,776㎡です。

事務局 譲受人は、所沢市大字〇〇〇△△△番地の△ 氏名A氏で
す。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△番地 氏名B氏です。

事務局 譲受人の経営農地面積：4,259㎡、申請理由：経営規模の拡
大、権利内容：所有権移転です。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
す。

事務局 ①全部効率利用要件：〇〇〇〇町にて計6筆、4,259㎡の畑
を経営しておりますが、借入地を全て利用していることから、
要件を満たしていると思われます。なお、経営している6筆の
農地の詳細につきましては、〇〇〇〇町農業委員会に確認済
みです。

事務局 ②農業常時従事要件：氏名A氏とその世帯員を含め、年間150
日以上の農業従事をしているため、要件を満たしていると思
われます。（申請書に年間300日、農業に従事していると記載
有。）

事務局 ③地域との調和要件：申請地周辺は藪になっており、地域の農作業の効率化に支障はないと思われます。また、万が一
支障を及ぼすようなことが発生した場合には、責任を持って対処する。との記載があるため、要件は満たしている
と思われます。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調
査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いし
ます。

青木委員 6月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりまし
た。申請地は草木に覆われておりましたが、遊休農地の解消
へと繋がるため、その点、問題ないと思われます。また、現
在耕作している〇〇〇〇町の6筆の農地は〇〇〇〇町農業委
員会に詳細を確認済みということですので、これらのことか

青木委員	ら、許可妥当と判断いたします。以上報告いたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。
議長	続きまして、日程第5 議案第13号 農地法第5条1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇〇△△△番△△、地目：畑、面積：351㎡です。
事務局	譲受人は、埼玉県本庄市〇〇△丁目△△番△△号 株式会

事務局 社〇〇〇〇 代表取締役 氏名C氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地 氏名D氏です。

事務局 転用目的は太陽光発電設備です。

事務局 当該農地は、町道に設しており、隣地は他者所有の農地であるため、迷惑をかけぬよう草刈り等の作業は行ってきましたが、今後の負担を考えると当該地で農業を行う見込みはなく、他に有効利用を考えていたところでした。隣接農地が他の事業者により、太陽光発電施設のために転用されており、山林と同時に転用して、再生可能エネルギーのために活用できる土地として検討を行い、当申請に至ったとのことでした。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 事業計画：許可日から30年間です。

事務局 農地区分：町役場から300m以内に位置し、山林に囲まれた小集団の生産性の低い第3種農地です。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、残高証明書等が添

事務局	付されており、自己資金での事業あるため、問題ないと思われ れます。
事務局	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、 すぐに着工し、遅滞なく行われると思われ ます。
事務局	行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：経済産業省 より再生可能エネルギー発電事業計画の認定も受けており、 問題ないと思われ ます。
事務局	農地以外の土地の利用見込み：事業地の大部分が山林であ るため、開発行為の30日前までに町農政課への伐採届出、小 規模林地開発行為届出を提出するよう指導して おります。
事務局	計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準として おり、やむを得ないと考 えます。
事務局	周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有 無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考 えます。
事務局	法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状 況：太陽光発電事業の窓口である町環境課との協議も済んで いるとのこと です。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性については、全て該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

瀬山委員 横断図に排水防除策として、下段にふとんかご2段となっているが、崩れる心配はないのでしょうか。盛土、切土もするとのことで地盤が造成されるので、少々不安があります。

事務局 ふとんかごは下段に設置されるものであり、中間に52mに及ぶ堰堤を設けるとのことですが、再度、代理人に安全面等を確認し、必要に応じて、資料も追加添付するよう指導させていただきます。

瀬山委員 よろしく願いいたします。

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調

議長 査をしておりますので、その報告を第2班内田委員、お願いします。

内田委員 6月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。嵐山町役場の300m以内にある農地であり、太陽光発電設備に転用予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第6 議案第14号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△、地目：畑、面積：272㎡です。

事務局 譲受人は、埼玉県東松山市大字〇〇△△番地 氏名E氏・氏名F氏です。

事務局 譲渡人は、埼玉県富士見市〇〇△丁目△△番△△号〇〇〇〇〇〇△△△ 氏名G氏です。

事務局 転用目的は自己用住宅です。

事務局 申請者は、現在、夫の実家に夫の家族とともに生活しております。子供の成長とともに、実家では手狭になってきているため、自己用住宅の建築を進めることとなりました。土地を選定する上で外せない条件として、妻の実家から徒歩圏内の土地、駐車場が複数台確保可能な敷地、自然災害の影響が少ない土地、子供の成長のために自然に囲まれた環境で生活できることの4点に絞り、土地探しを選定しておりました。当申請地を選定した理由として、妻の実家が道路の会い向かいにあることや、祖母の家も隣接しているため、お互いに協力しあえること、職場への通勤も近くなるため負担が減ること

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況：道路占用許可が必要となる事業計画であるため、現在、申請中とのことでした。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性については、全て該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第1班安藤委員、お願いします。

安藤委員 6月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇の□側にある農地であり、自己用住宅に転用予定です。第1種農地ではありますが、申請地は住宅地に接続しているため、周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。

議長 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第7 議案第15号 嵐山町農業振興地域整備

議長 計画の変更についての件を議題とします。この件について、嵐山町長より意見を求められております。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第15号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

農政課長 農用地区域からの除外案件 事案番号1、事案番号2、事案番号3について説明いたします。

農政課長 ・事案番号1
所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、総面積：2,414㎡です。除外事由：駐車場用地の敷地拡張で、事業計画者：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役氏名H氏です。

農政課長 現在の〇〇事業所は、主に新製品の研究開発と、一部製品の製造を行っております。今般、さらなる新製品の研究開発能力の増強を図るため、新たな研究開発棟の建設を予定しており、2024年前半には新棟の操業開始に伴う従業員の異動と、その後の人員増強を計画しております。現在の在籍者における自家用車通勤率をもとに、人員増加見込みを加味すると、2024年以降、すぐにも駐車スペースの不足が見込まれます。数年後の在籍見通しに対しては、60台分近い不足見通しとなっています。新規事業棟の新築

農政課長 計画については、都市計画法29条の開発許可申請を令和4年9月26日付で許可受領し、令和6年3月には本格稼働見通しとなっており、早急に駐車場の拡張が必要となっております。このような理由から、除外の申出に至ったとのことことです。

農政課長 ・ 事案番号2
所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番の一部、地目：畑、面積：451㎡の内35㎡です。除外事由：敷地拡張で、事業計画者：氏名I氏です。

農政課長 事業者宅の既存擁壁が地震を機に傾き、地面にもひびが出ている状況です。既存擁壁を撤去し、同じ場所へ増設するには車庫や物置があり、技術的に難しく、隣地の土地の一部を譲っていただき、建造するほかに打つ手がありません。地震、大雨のたびに気が気でなく、間地ブロックを建造することにより、安心した生活が出来ると思い、除外の申出に至ったとのことことです。

農政課長 ・ 事案番号3
所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△の一部、地目：畑、面積：3,349㎡の内400㎡です。除外事由：自己用住宅で、事業計画者：氏名J氏です。

農政課長 事業計画者は、以前より、相続の関係で後継者を誰にするか、そのような問題を抱えておりました。結婚してから2～30年ほど

農政課長

〇〇市で暮らしておりましたが、協議離婚後、別居することが決まり、現在は母が住む嵐山町の家で暮らしております。そんな中、後継者問題が解決し、甥が実家を継ぐことに決まったことを機に、マイホームの建築を決定し、母と長女の3人で新たな生活をはじめ、老後の母の面倒を看たいと考えているとのこと。建築地の選定にあたり、母は住所地で60年間暮らしているため、慣れ親しんだ生活環境を変えないことを最優先に考え、長閑で敷地内に90㎡ほどの木造平屋住宅が建てられ、車3台の駐車スペースが確保できる土地を希望していました。複数の候補地を検討しましたが、当該申出地の立地条件がよいため、除外の申出に至ったとのこと。

議長

ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ
(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その調査報告を第4班金井委員からお願いします。

金井委員

6月19日の農地調査会にて、現地を調査してまいりました。申出地は、〇〇〇〇〇〇の駐車場の□側にある農地です。事業計画

金井委員 者は駐車場の敷地拡張を計画しており、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。続いて、事案番号2について、調査報告を第4班金井委員からお願いします。

金井委員 6月19日の農地調査会にて、現地を調査してまいりました。申出地は、有限会社〇〇〇〇の□側にある農地です。事業計画者は敷地拡張を計画しており、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。続いて、事案番号3について、調査報告を第2班杉田委員からお願いします。

杉田委員 6月19日の農地調査会にて、現地を調査してまいりました。申出地は、〇〇〇〇の□側に隣接する農地です。事業計画者は自己用住宅の建築を計画しており、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。

これより、議案第15号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、採決します。

議長 本案を、原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第15号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、「やむを得ない。」という意見を付して、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長 続きますして、日程第8 議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての件を議題とします。
本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明いたします。

事務局 こちらについては、例年、目標を掲げ、その目標に対しての実績及び点検・評価をしているものでございます。

事務局 1ページ目については、変更等はございませんので、説明は割愛させていただきます。

事務局 1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積について説明いたします。

- 事務局 ① 現状及び課題…管内の農地面積:615ha、これまでの集積面積:219ha、集積率:35.6%となっております。
- 事務局 ② 目標…農地の集積の目標年度:令和12年度、集積率:50%、こちらについては埼玉県が定めた目標となっております。今年度の新規集積面積:1ha、今年度末の集積面積(累計):220ha、今年度末の集積率:35.8%です。
- 事務局 ③ 実績…今年度の新規集積面積:6ha(62,607㎡)、今年度末の集積面積(累計):225.3ha、今年度末の集積率:36.6%、目標に対する達成状況:102.4%となっております。
- 事務局 農業委員会の点検結果については、記載のとおりです。
- 事務局 続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消について説明いたします。
- 事務局 ① 現状及び課題…1号遊休農地面積:18ha(178,663㎡)、そのうち、緑区分:16ha(156,192㎡)、黄色区分:2.2ha(22,471㎡)です。参考としまして、赤区分の荒廃農地につきましては、92ha(922,157㎡)でした。
- 事務局 ② 目標…a 緑区分の解消についてです。令和3年度の緑区分の遊休農地面積が26.3haであり、解消目標は5分の1の面積となってい

- 事務局 るので、5.3ha となっております。続いて、3 ページに移りまして、
b 黄色区分の解消についてです。令和 3 年度の黄色区分の遊休農
地面積が 1.6ha となっております。
- 事務局 ③ 実績…今年度については、遊休農地の解消には至りませんでした。
- 事務局 ④ その他…こちらについては、調査時期等を記載したものとなって
おります。
- 事務局 農業委員会の点検結果については、記載のとおりです。
- 事務局 続きまして、(3)新規参入の促進について説明いたします。
- 事務局 ① 現状及び課題…令和 4 年度の新規参入者については、2 経営体、
1.4ha です。(氏名 K 氏 5,533 m²、氏名 L 氏 8,778 m²、合計 14,311
m²) となっております。課題については、記載のとおりです。
- 事務局 ② 目標…権利移動面積は 3 条許可と利用権設定による権利移動面積
を記載しております。令和 4 年度については、30ha (3 条許可：4
件 17,608 m²、利用権設定：新規 62,607 m²、更新：216,437 m²) と
なっており、過去 3 年の平均が 27ha となり、公表する農地の目標
が 1 割の 2.7ha となっております。
- 事務局 ③ 実績…町で同意を得てウェブに公表している農地はございません

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての件を採決します。

議長 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての件を原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての件は決定いたしました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和5年嵐山町農業委員会第6回総会を閉会します。

議長 ご苦労さまでした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 金井 敏隆

委員 内田 公生

委員 内田 久子
